

# キャンパス ハラスメントに NO!

「加害者」に  
ならないために

平成22年度に  
徳山高専すべての  
人に適用される  
ハラスメント防止  
ガイドラインが  
制定されました。



## 徳山工業高等専門学校 ハラスメント防止ガイドライン

平成22年4月13日

### 1. はじめに

徳山工業高等専門学校(以下「本校」という。)は、本校で就学・就業する人すべてが個人として尊重され、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントやモラル・ハラスメント(以下「ハラスメント」という。)による人権侵害がない快適な環境において、就学・就業する権利を保障するために、以下のガイドラインを定めます。

### 2. ガイドラインの対象

- (1) このガイドラインは、本校の学生、教職員(常勤・非常勤を問わず)のすべてを対象とします。
- (2) このガイドラインは、学校の内外、授業時間の内外、勤務時間の内外を問わず、本校の学生又は教職員にかかわるハラスメントのすべてに適用されます。

### 3. ハラスメントの定義

ハラスメントとは、人種、国籍、性別、出身地、宗教、政治的信条、年齢、職業、身体的特徴等、広く人格に関わる事項又は教育・研究若しくは就学、就労に関わる事項において、相手の意に反する不適切な言動により、相手に不利益を与えたり、人としての品位と尊厳を損なわせ、就学、就労のための環境を悪化させるすべての言動をいいます。このガイドラインは、ハラスメントを以下のように分類しますが、これらと異なることでも、本校における人権侵害に対しては、このガイドラインによって対応することとします。

#### (1) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、行為者の意図にかかわらず、相手側の意に反した性的な性質の言動をおこなうことで、相手に不利益を与えること、就学・就業の環境を悪化させることをいいます。

セクシュアル・ハラスメントには、職務上又は研究・教育上の地位を利用して性的な要求をするもの(地位利用型・対価型)や、性的な言動によって不快感を与え、研究環境や職場環境を悪化させるもの(環境型)とがあります。

性に関する固定観念や差別意識に基づく言動を指すジェンダー・ハラスメントも、セクシュアル・ハラスメントに該当します。

セクシュアル・ハラスメントは、男性から女性ばかりでなく女性から男性に対してや同性間でも、また、地位が上下の関係にある者の間だけではなく、学生から教職員に対して生じる場合もあります。

#### (2) アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、研究上の地位が上にある者が下位の者に対して、行為者の意図の有無にかかわらず、受け手に不快感を与え、就学・教育・研究の遂行に関して不利益や損害を研究・教育の場においておよぼすことをいいます。

#### (3) パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、職務上の地位や権限を背景に、本来の業務の範疇を超えて、他の教職員の人格と尊厳を侵害する言動をおこない、雇用不安を与えることをいいます。

#### (4) モラル・ハラスメント

モラル・ハラスメントとは、教職員及び学生が、他の教職員及び学生に対し、個人的属性などを理由に不適切な言動又は差別的な取り扱いをすることにより精神的苦痛を与えることをいいます。

#### 4. ハラスメントにあった場合には

- (1) 相手に対して、「自分は望んでいない」ということ、「不快である」ということを言葉と態度ではっきりと伝えるようにしましょう。その場で不快感を表現できなかったとしても、自分を責めることはありません。自分一人で言えなかった時には、親しい友人や相談員に相談し、助けを求めましょう。
- (2) 「いつ・どこで・誰から・どのようなことをされたか」などについて記録をとりましょう。証人になってくれる人がいる場合には、その人に後で証言してもらうことの確認を取っておきましょう。

#### 5. ハラスメントに関する相談体制

本校では、ハラスメントに関する相談に対応するために窓口を置きます。相談員は、ハラスメントについての相談を受け、相談者を援助します。相談員については、毎年度、掲示・ホームページ等で周知します。相談者は、相談に付添人を同席させることができます。被害者以外の人も、相談員に相談できます。相談員は、問題解決にあたって、常に相談者の意思を確認し、プライバシーを保護し、人権の尊重に十分に配慮します。

なお、ハラスメント相談の過程で虚偽の申し立てや証言をした場合は、虚偽の申し立てによる人権侵害としてハラスメントの加害者に該当することもあります。

#### 6. ハラスメントに関する苦情処理体制

本校におけるハラスメントの防止等をおこなうため、ハラスメント防止委員会を設置します。

相談員は、相談者が被害の救済や相手方との問題解決などを望む場合には、「申し入れ」や「調停」といった形で解決を目指します。

徳山工業高等専門学校  
ハラスメント防止委員会

(2015.8)

裏面は「ハラスメントの具体例」

## ハラスメントの 具体例



### 1. セクシュアル・ハラスメント

(1) 行為者の性的言動に対する相手方の対応によって、行為者が職務上又は研究・教育上の地位を利用して相手方に利益若しくは不利益を与えること、又は与えようとする(対価型・地位利用型)

- ・性的要求への服従又は拒否を、教育又は研究上の指導及び評価・学業成績等に反映させる
- ・性的要求への服従又は拒否を、人事・勤務条件の決定・業務指揮に反映させる
- ・教育・研究上の指導又は評価、利益・不利益の与奪、人事権、業務指揮行使等を条件として性的要求をおこなう
- ・相手に対する性的関心を業務の遂行に混交させて表現する

(2) 相手が不快と感じるような性的言動をおこない、就学、就労、教育・研究、課外活動の遂行を妨げる等環境を悪化させるもの(環境型)

- ・性的な内容の発言
- ・胸のサイズを聞くなど身体的特徴を話題にする
- ・相手が返答に窮するような性的な冗談を言う
- ・相手の性的魅力や自分の抱く性的関心にかかわる事柄を話題にする
- ・性的な経験や性生活について尋ねる
- ・特定個人の性に関するうわさを流す
- ・性的な行動
- ・職場や教室にポルノ写真・わいせつ画像を貼る
- ・卑猥な絵画・映像・文章等をわざと見せたり読んだりする
- ・相手の身体の上から下まで長い間じろじろ眺める
- ・相手の身体の一部(肩、背中、頬、髪等)に意識的に触れる
- ・食事、デート、性的関係をしつこく迫る
- ・性的内容の電話をかけたり、性的内容の手紙やメールを送る

- ・更衣室等をのぞき見する
- ・相手が不快感を表明しているにもかかわらず、その場からの離脱を妨害する

(3) 性的な固定観念や役割分担等の差別意識や優越意識に基づくような相手が不快と感じる言動をおこなう(ジェンダー・ハラスメント)

- ・「女は学問などしなくていい」「男のくせに根性がない」等の発言をする
- ・女性であるというだけで、お茶くみ、掃除、コピー取り、私用に関する使い走り等をさせる
- ・相手の人格を認めないような形で、「男の子」や「女の子」、「おじさん」や「おばさん」等の呼び方をする
- ・お酌、カラオケでのデュエット、チークダンス等を強要する

### 2. アカデミック・ハラスメント

研究・教育の場において、指導上の地位の上にあるものが下の地位の者に対して、研究・勉学・日常生活に支障をきたすような精神的苦痛を与えるもの

(1) 研究活動に関連するもの

- ・適切な研究指導を意図的におこなわない
- ・機器の使用を認めない、必要な研究費及び出張旅費を配分しないといった行為によって、研究の遂行を妨害する
- ・研究発表・論文作成等を妨害する
- ・研究試料又は物品を勝手に廃棄する

(2) 教育指導に関連するもの

- ・適切な指導を意図的におこなわない
- ・学生の意思に沿わないような研究テーマや進路を押しつけるといった行為によって学生の自主性を認めない
- ・学位や単位認定に関して不公平・不公正な対応をとる
- ・正当な理由がないのに、退学の勧奨や示唆をおこなう
- ・客観性や公平性に欠ける成績評価をおこなう
- ・常識的な教育指導の範囲を超えて厳しく叱責したり、暴言を吐いたりする
- ・研究会や指導を名目にして不必要に学外や深夜に呼び出す

### 3. パワー・ハラスメント

職務上の地位や権限を背景にして、他の教職員の人格と尊厳を侵害する言動をおこない、雇用不安を与えるもの

- ・正当な理由がないのに昇任差別をおこなったり、退職の勧奨や示唆をおこなったりする
- ・些細なミスに対して大声で叱責したり、又は執拗に暴言を繰返したりする
- ・勤務時間内には処理しきれない量の仕事を押しつける
- ・慣れない仕事への頻繁な配置換をおこなったり、意味のない仕事を強制したりする
- ・任期付の教職員に対し、再雇用を条件に不当な要求をおこなう
- ・断りにくい立場にある者をしきりに飲み会に誘ったり、飲み会の席で飲酒を強制したりする

### 4. モラル・ハラスメント

個人的属性などを理由に不適切な言動・差別的な取扱いをおこない、精神的苦痛を与えるもの

- ・暴力的な言動、人格を傷つける言動、悪口・中傷及びプライバシーに関することを言いふらす(インターネットや携帯サイトへの書き込みなどを含む)
- ・相手を無視する
- ・人前で相手を笑いものにしたり、悪口を言ったりする
- ・心身に障害がある者に対して差別的な言動や取扱いをする

望ましい勉学と  
研究の環境を守る  
のは、あなた  
です。

1. 何がハラスメントになるかを理解し、**まず自分が加害者にならないよう気をつけましょう。**

2. 次のような場合には、**学生相談室か身近な教職員に相談してください。**

(a) 「イヤだ」と思う言動を受けたのに、**相手にはっきりと伝えられない場合。伝えたのに相手がその言動をやめない場合。**

(b) **自分が当事者でなくても、ハラスメントを見聞きした場合。(ハラスメントかどうかは、自分で判断できなくてもかまいません。)**

相談は  
0834-29-6340  
徳山高専**学生相談室**へ

**学生相談室は必ず  
秘密を守ります。**